

○ 集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知） 新旧対照表

新	旧
第 1～第 5 （略）	第 1～第 5 （略）
様式第 1 号・様式第 2－1 号 （略）	様式第 1 号・様式第 2－1 号 （略）
<p>様式第 2－2 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">生産者拠出金返還申請書</p> <p>米穀安定供給確保支援機構理事長 宛て</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">○○農業協同組合組合長</p> <p style="text-align: right;">○○出荷組合組合長</p> <p style="text-align: right;">直接加入者氏名 印</p> <p>集荷円滑化対策に係る生産者拠出金について、集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知）第 1 の 2 の（7）ア（又はイ）の規定に基づき、生産者拠出金の返還を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>様式第 2－2 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">生産者拠出金返還申請書</p> <p>米穀安定供給確保支援機構理事長 宛て</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">○○農業協同組合組合長</p> <p style="text-align: right;">○○出荷組合組合長</p> <p style="text-align: right;">直接加入者氏名 印</p> <p>集荷円滑化対策に係る生産者拠出金について、集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知）第 1 の 2 の（7）ア（又はイ）の規定に基づき、生産者拠出金の返還を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1 主食用等水稲作付面積・抛金額

(単位：a、円)

	主食用等水稲作付面積	抛金額
変更前 A		
変更後 B		
A-B		

(注) 1 主食用等水稲作付面積について、団体加入の場合は、契約生産者全体の面積数を記入すること。

2 水田機能が喪失した場合は、「変更後B」欄の「主食用等水稲作付面積」欄は、喪失後の面積を記載する。

2 変更理由

3 返還申請額

円

上記のとおり相違ないことを確認します。

確認年月日 年 月 日

確認番号 第 号

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

氏名 印

1 主食用等水稲作付面積・抛金額

(単位：a、円)

	主食用等水稲作付面積	抛金額
変更前 A		
変更後 B		
A-B		

(注) 1 主食用等水稲作付面積について、団体加入の場合は、契約生産者全体の面積数を記入すること。

2 水田機能が喪失した場合は、「変更後B」欄の「主食用等水稲作付面積」欄は、喪失後の面積を記載する。

2 変更理由

3 返還申請額

円

上記のとおり相違ないことを確認します。

確認年月日 平成 年 月 日

確認番号 第 号

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

氏名 印

<p>(注) 1 災害による控除を受ける場合には、水田機能を喪失した面積について、公的機関又は第三者機関が証明する書類を添付すること。</p> <p>2 水稻種子の控除を受ける場合には、</p> <p>ア 種子消毒等により主食用等への流通をさせない処理を施した米穀に係る数量を公的機関又は第三者機関が証明する書類</p> <p>イ 当該控除を受ける契約生産者の生産数量目標及びその面積換算値（生産調整要領別紙2の第1の規定により補正を行った場合は、同第2に規定する補正後の生産数量目標及びその面積換算値）がわかる資料を添付すること。</p>	<p>(注) 1 災害による控除を受ける場合には、水田機能を喪失した面積について、公的機関又は第三者機関が証明する書類を添付すること。</p> <p>2 水稻種子の控除を受ける場合には、</p> <p>ア 種子消毒等により主食用等への流通をさせない処理を施した米穀に係る数量を公的機関又は第三者機関が証明する書類</p> <p>イ 当該控除を受ける契約生産者の生産数量目標及びその面積換算値（生産調整要領別紙2の第1の規定により補正を行った場合は、同第2に規定する補正後の生産数量目標及びその面積換算値）がわかる資料を添付すること。</p>
<p>様式第3号～様式第10号 (略)</p>	<p>様式第3号～様式第10号 (略)</p>
<p>様式第11号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">過剰米短期融資円滑化事業助成金交付決定通知書</p> <p>〇〇農業協同組合組合長 〇〇出荷組合組合長 殿 直接加入者氏名</p> <p style="text-align: right;">米穀安定供給確保支援機構理事長 印</p>	<p>様式第11号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">過剰米短期融資円滑化事業助成金交付決定通知書</p> <p>〇〇農業協同組合組合長 〇〇出荷組合組合長 殿 直接加入者氏名</p> <p style="text-align: right;">米穀安定供給確保支援機構理事長 印</p>

年 月 日付け 第 号で申請のあった過剰米短期融資円滑化事業助成金については、集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知）第 1 の 5 の（5）の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成対象米穀の交付決定数量は、次のとおりとする。

助成対象数量 玄米 kg

2 契約方針作成者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に定めるもののほか、過剰米短期融資円滑化事業費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 17 日付け 17 総食第 1212 号農林水産事務次官依命通知）、集荷円滑化対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 827 号農林水産事務次官依命通知）及び集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知）に従わなければならない。

3 その他の重要な事項

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった過剰米短期融資円滑化事業助成金については、集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知）第 1 の 5 の（5）の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成対象米穀の交付決定数量は、次のとおりとする。

助成対象数量 玄米 kg

2 契約方針作成者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に定めるもののほか、過剰米短期融資円滑化事業費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 17 日付け 17 総食第 1212 号農林水産事務次官依命通知）、集荷円滑化対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 827 号農林水産事務次官依命通知）及び集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知）に従わなければならない。

3 その他の重要な事項

様式第 12 号～様式第 15 号 (略)

様式第 12 号～様式第 15 号 (略)

様式第 16 号

年 月 日

様式第 16 号

年 月 日

集荷奨励事業助成金交付決定通知書

集荷奨励事業助成金交付決定通知書

〇〇農業協同組合組合長 殿

〇〇農業協同組合組合長 殿

〇〇出荷組合組合長

〇〇出荷組合組合長

全国出荷団体の長 印

全国出荷団体の長 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった集荷奨励事業助成金については、集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知）第 1 の 6 の（4）の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった集荷奨励事業助成金については、集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知）第 1 の 6 の（4）の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

記

1 助成対象米穀の交付決定数量は、次のとおりとする。

助成対象数量 kg

1 助成対象米穀の交付決定数量は、次のとおりとする。

助成対象数量 kg

2 契約方針作成者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に定めるもののほか、集荷奨励事業費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 17 日付け 17 総食第 1213 号農林水産事務次官依命通知）、集荷円滑化対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第

2 契約方針作成者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に定めるもののほか、集荷奨励事業費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 17 日付け 17 総食第 1213 号農林水産事務次官依命通知）、集荷円滑化対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第

<p>827号農林水産事務次官依命通知)及び集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知)に従わなければならない。</p> <p>3 その他の重要な事項</p>	<p>827号農林水産事務次官依命通知)及び集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知)に従わなければならない。</p> <p>3 その他の重要な事項</p>
<p>様式第17号～様式第22号 (略)</p>	<p>様式第17号～様式第22号 (略)</p>